

行政常任委員会報告

令和 2 年 11 月 25 日

午前 10 時 30 分開議

委員会室

◎ 日程

1 地域振興課

- (1) 経営持続化応援給付金の支給対象者の追加について
- (2) 南空知圏域の形成に関する協定について

2 建設課

- (1) 夕張市まちづくりマスタープラン見直し及び夕張市立地適正化計画策定の進捗状況について

3 市民課

- (1) 財産の取得について
- (2) 夕張市国民健康保険条例及び夕張市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

4 保健福祉課

- (1) 夕張市消防職員による集団感染の発生について
- (2) 夕張市立診療所に係る救急診療所（2次救急医療機関）の認定・告示について
- (3) 夕張市介護保険条例の一部改正について

5 総務課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 夕張市特別職給与条例の一部改正について

6 教育課

- (1) 夕張市立幼稚園設置条例の廃止について

7 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
 - (2) 令和 2 年度補正予算について（補正予算調書）
-

◎ 出席委員（7 名）

千 葉	勝 君
本 田	靖 人 君
君 島	孝 夫 君
大 山	修 二 君

熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席委員（0名）

◎出席者職氏名

議長	小 林 尚 文 君
理事	大 友 秀 樹 君
地域振興課長	福 富 貴 大 君
地域振興課主幹	福 士 泰 史 君
総務課長	芝 木 誠 二 君
総務課主幹	外 崎 伸 一 君
財政課長	押野見 正 浩 君
建設課長	鈴 木 茂 徳 君
建設住宅係長	佐 藤 竜 雅 君
土木水道課長	阿 部 充 雅 君
市民課長	佐 藤 学 君
市民課主幹	木 村 彰 良 君
教育長	小 林 広 明 君
教育課長	寺 江 和 俊 君
教育課主幹	板 垣 克 己 君
保健福祉課長	平 塚 浩 一 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	堀 靖 樹 君
消防本部消防次長	石 黒 友 幹 君
消防署長	齊 藤 正 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	山 下 倫 弘 君

【委員長挨拶】

（千葉委員長）

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、理事のほか、説明員として課長等が出席されることになっております。

本日の委員会の進め方についてであります。地域振興課、建設課、市民

課、保健福祉課、総務課、教育課、財政課の順に報告事項の説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更及び補正予算についての説明の際は、案件に関連する担当課長の出席を求めています。密集・密接を避けるため、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに教育課、生活福祉課、保健福祉課の案件、次に、地域振興課、市民課の案件、最後に、土木水道課、市民課、保健福祉課の案件といたします。

また、参加者間の距離を確保するため、隣と距離を空けてご着席いただき、ご発言の際も、マスク着用のまま発言するようお願いいたします。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【地域振興課】

(千葉委員長)

それでは、地域振興課より報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

皆さん、おはようございます。

地域振興課、2点ほどご報告をさせていただければと思います。

まず、資料1をご覧くださいければと思います。

夕張市経営持続化応援給付金の支給対象者の追加についてでございます。

こちら、本年6月から実施しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、一定程度減収、月の売上げが20%以上減少している市内事業者につきまして、事業の継続でありますとか雇用の維持を支援するため、事業全般に使える給付金を支給しているところでございますけれども、こちら、同感染症による市内事業者の置かれている状況に鑑みまして、このたび支給対象者を追加するものでございます。

追加する支給対象者でございますけれども、当初新型コロナウイルス感染者の売上げに及ぼす影響が不透明だったため、これまで対象外としておりました事業者のうち、同感染症による影響が一定程度想定される事業者ということで、こちら資料に書かせていただいておりますけれども、農林事業者、医療事業者、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人ということでございます。こちら、関係者からのお話でありますとか、最近の新型コロナウイルス感染症の状況、あと近隣自治体の支援の状況等を踏まえまして追加を決定したものでございます。

なお、予算につきましてですけれども、現行の予算の範囲内で対応できる見込みであることから、補正予算等の追加というのは行う予定はございません。

以上でございます。

続きまして、資料の 2 をご覧いただければと思います。

こちらが、南空知圏域の形成に関する協定についてということでございます。

本年 6 月に制度のほうで答申がなされました第 32 次地方制度調査会答申におきましても、これからの人口減少社会でありますとか少子高齢化社会の中では、各自治体はフルセットの行政の考え方から転換しまして、近隣自治体との有機的な広域連携も視野に入れて対応を考えていくことが重要であるというところが示されているところでございます。

南空知地域におきましても、こうした基本認識の下、広域連携の取組を進めていくため、北海道が推進しております広域連携加速化事業に基づきまして、関係市町が相互に役割を分担し連携することによって、必要な生活機能の確保、また地域の活性化を図るため、圏域を形成し協定を結ぶこととしたものでございます。

関係市町につきましては、南空知地域の 9 市町、こちら資料に書かせていただいておりますけれども、夕張市のほか、岩見沢市さん、美唄市さん、三笠市さん、南幌町さん、由仁町さん、長沼町さん、栗山町さん、月形町さんの合計南空知 9 市町となっております。

協定締結日は、令和 2 年 10 月 9 日となっております。

この取組内容についてでございますけれども、一応この今回の圏域で、3 点やっというところで決めているところでございます。

1 つが、生活機能の強化に係る政策分野としまして、防災の分野。

2 つ目が、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野として、地域公共交通。

また同じく 3 点目として、ICT インフラの 3 つの取組について、今後行っというところで決めているところでございます。

こちらまだ、この分野についてやっというところまでしか決まっておらず、今後の内容については、適宜関係自治体で集まって決めていくこととしているところでございます。

今回の圏域なのですけれども、こちらよく国の制度であります連携中枢都市圏ですとか、あと定住自立圏構想のような交付税措置を伴う制度に基づくものではなく、あくまで任意の広域連携の取組であるというところにご留意いただければと思います。

地域振興課からは、以上でございます。

(千葉委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(今川委員)

資料1の夕張市経営持続化応援給付金の支給対象者の追加について質問いたします。

これらの事業者に追加支給をすることを決定したことによって、大体どのぐらいの件数、どのぐらいの金額の申請を見込んでいるか、おおよそ分かりましたらお答えください。

(地域振興課長)

今川委員のご質問にお答えいたします。

こちら、今回農林事業者、医療事業者、あと社会福祉法人等の公益法人ということで追加させていただきましても、こちら全て事業者さんの数が大体150ぐらいだと思っております、その大体7割とか8割ぐらいの申請事業者が最大来るのではないかというふうに担当課としては思っているところでございます。ですので、大体120とかそれぐらいの事業者を一応担当課としては見込んでいるところでございます。

以上でございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

資料1で、今100から150社、7割から8割が申請するのではないかというお話でしたが、この金額なのですか、どのような観点で10万円というふうに決まったのか、お願いします。

(地域振興課長)

熊谷委員のご質問にお答えします。

こちら10万円という金額についてでございますけれども、こちら近隣の自治体の状況、道内の自治体の状況等を踏まえまして、夕張市の財政状況等を踏まえまして大体10万円ぐらいがいいのではないかとということで決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

(熊谷委員)

資料1については分かりました。

資料2についてお願いします。

南空知圏域ということで、先ほどの説明ですと任意団体であって交付金はないというご説明でした。これで、この団体の形成に関して、負担金という

のがそれぞれの自治体に出てくるのか、想定されるデメリットのようなことがありましたらお願いします。

(地域振興課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

すみません、先ほどのご説明で、国からの交付税措置等の支援がないということでお話しさせていただきまして、実はこちらの北海道の先ほど申し上げました広域連携加速化事業というものでやっておりまして、こちら北海道のほうから交付金が出ることになっております。こちらにつきましては、年額 1,000 万円を上限に、一応中心市である岩見沢市さんに入ってくるということでございます。ほかの関係市町につきましては、特に負担金等はございませんでして、その 1,000 万円入ってくるものを使って、みんなで、先ほど申し上げましたけれども、その取組について考えていきたいと思いますというふうになっているところでございます。

以上でございます。

(熊谷委員)

分かりましたが、質問はデメリット、想定されるものがありましたらというのをお願いします。

(地域振興課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

担当課としまして、特に今の現時点ではデメリットというのは考えていないところでございます。

以上でございます。

(熊谷委員)

分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【建設課】

(千葉委員長)

次に、建設課より報告を受けて参ります。

(建設課長)

おはようございます。

建設課より、夕張市まちづくりマスタープラン見直し及び夕張市立地適正化計画策定の進捗状況についてご報告させていただきます。

資料のほう、おめくりください。

将来都市構造の検討であります。8月に行政常任委員会で進捗状況を一度報告させていただいていましたけれども、それ以降の進捗状況についてご報告させていただきます。

第2回の策定委員会のほうを9月23日に行いまして、将来都市構造について検討させていただいたというところであります。

都市構造の検討ポイントとしましては、20年後、人口が残る地区と人口減少が進む地区が明確になると。土砂災害警戒区域内に住宅・公共施設が立地していると。居住の選択肢を増やすことが人口減少の抑制に効果があるのではないかと。将来的な地域コミュニティの維持に不安がある。地域資源を生かした夕張市の魅力・付加価値の創出ということを総合的に勘案しまして、清水沢地区、それと若菜地区、紅葉山地区につきましては、人口が一定程度残るということで、都市機能誘導区域ということにするというものでご報告させていただいております。

また、人口の減少が進むという本庁、真谷地、楓・登川地区につきましては、地域再編地区というふうに位置づけたいと。

また、沼ノ沢、滝ノ上、富野等は、夕張メロン生産地域ということで、生産地区ということで維持保全を図っていくということでご報告させていただき、策定委員のみなさまにご同意を得たというところであります。

続きまして、誘導区域の設定ということで、第3回の策定委員会を11月5日に行いまして、さらにこの将来都市構造の検討から一歩踏み込みまして、居住誘導区域、それと都市機能誘導区域ということで報告させていただいているところであります。

居住誘導区域の考え方につきましては、将来的に一定程度人口が残るエリア。災害の危険性が大きいエリアは含めない。集会施設等の立地状況等を考慮して設定するというところで、本庁地区の一部、それと若菜地区、清水沢地区、沼ノ沢地区、紅葉山地区を居住誘導区域とするということで、この地域の中に居住の区域を設定するということを報告させていただいております。

続きまして、都市機能誘導区域の考え方でありましても、都市骨格軸となる国道・道道周辺のエリア。既存の都市機能、いわゆる商業施設の立地を考慮して、若菜地区、清水沢地区、紅葉山地区、ここに都市機能誘導区域を設定するというところで報告させていただいております。

区域の方向性としては、居住の区域の中に、さらに都市機能誘導区域が設定されるというイメージになりまして、誘導区域外、まだ居住があるけれども人口が減る区域、それと居住がなくなるエリア、この部分につきましては、居住がなくなった時点でインフラや公共施設の縮小を検討しているというこ

とで報告いたしまして、策定委員のみなさまからご同意を得たということがあります。

その裏面になりますけれども、策定の今後のスケジュールであります。

委員会につきましては、第４回目を１２月中に開催したいというふうに考えています。

その次には、分野別方針、素案ですね、素案のほうを検討するということになっております。また、市民の意見の聴取ということで、地区懇談会を実施しましたが、新型コロナウイルスが市内で発生したときに中断したというところもありまして、今１２月中に、残りの沼ノ沢、紅葉山、清水沢地区の地区懇談会を行うということで調整ということで、１２月広報に載せる予定をしております。後、素案ができ次第、１月にパブリックコメントということで、当初１２月に公表ということで考えておりましたが、新型コロナウイルスの関係でスケジュールが押しておりまして、今、関係機関と調整して、３月策定・公表ということで調整させていただいているところであります。

建設課からは、以上であります。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

質疑のある方。

(高間委員)

３ページですね。誘導区域の設定の中に、前回までは入っていなかったと思うのですが、沼ノ沢地区、ここが誘導区域、居住誘導区域に加わったということなのですか、この考え方がどういうふうに変化されているのか。

(建設課長)

高間委員のご質問にお答えいたします。

人口の残るエリアを考えたときに、広く紅葉山地区と考えたときに、沼ノ沢の市街地に出る人が残るという部分と、災害地域が沼ノ沢市街地には設定されていないというところで、今回沼ノ沢を居住誘導区域には含ませていただいたというところであります。

(高間委員)

それで、居住誘導区域、３ページの３つ目の四角い枠、白字のところの、ここにちょっと新たな居住は抑制するということは、これは居住誘導区域の中のことを言っているのではないですよね。意味分かりますか、すみません。

(建設課長)

高間委員のご質問にお答えいたします。

居住誘導区域は入っていない、それ以外のところという考え方です。

(高間委員)

分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(小林議長)

私のほうも聞きたいのだけれども、先ほど報告にあったとおり、コロナの関係で中座しているというか、途中で2か所やられたと思うのだけれども、この12月に予定されている住民懇談会、地区懇談会ですか。この部分で、今までやった状況の中で、それぞれ担当課が行かれての説明だったかと思えますけれども、その中で2か所なのだろうけれども、ご意見等々もある程度懇談会の中で出ているかと思うのだけれども、その部分の若干の、どういうことが出ていたのかと、これから12月に持っていく懇談会の在り方、この辺について、それぞれ課題があったのか、同じような形で進めていくのか、その辺についてちょっとお考えをお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

(建設課長)

小林議長のご質問にお答えいたします。

地区懇談会自体は、事務局ということで建設課のほうが行って、行っているというところであります。意見としては、実際に、やっぱり絵に描いた餅にならないようにというような意見が非常に多かったというところでありますけれども、残りの地区も同じような形で実施するということで、まとまった時点で議会のみなさまのほうにはご意見等をまとめてご報告させていただきたいと思っております。

実施内容については、最初にやった2か所と同じような形でやりたいというふうに考えております。

(千葉委員長)

他にないようですので、これで建設課を終わります。

【市民課】

(千葉委員長)

次に、市民課より報告を受けて参ります。

(市民課長)

市民課より、2点ご報告です。

まず、資料1の財産取得につきましてですが、購入品目につきましては、富野じん芥埋立処分地施設で使用するクローラ式油圧ショベル1台の購入でございます。

この予算については、令和２年度の２次補正予算で計上したものでございます。

取得金額につきましては、２,４５３万円。

相手方につきましては、記載のとおり。

１２月定例市議会において議案を提出する予定であります。

続きまして、資料２の夕張市国民健康保険条例及び夕張市後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

改正の内容ですけれども、令和２年３月３１日に交付された所得税法の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正及び地方税等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、両条例の延滞金割合の部分の整理がされましたので、それに合わせて条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、２に記載のとおり、旧新と文言の修正があり、改正するものでございます。

令和３年１月１日から施行するよう、これにつきましても１２月議会に改正案を提出する予定であります。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を行って参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【保健福祉課】

(千葉委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

なお、消防本部が同席いたしています。

(保健福祉課長)

保健福祉課より、まずは夕張市消防職員による集団感染の発生について報告したいと思います。

資料１をご覧ください。これまでの経過をまとめたペーパーであります。

公表月日は１０月１５日。

人数は消防職員４１名のうち７名。有症状(軽症)で１名、無症状６名となっております。

経過についてであります。１４日午前、ＰＣＲ検査で１名が陽性と判定され、感染症指定医療機関に入院しました。午後、ＰＣＲ検査の結果、消防職員６人も追加で陽性と判定され、この６名については宿泊療養施設に入所

しました。このことで、消防職員の多くが濃厚接触(自宅待機)を余儀なくされたため、消防体制の維持のため、北海道広域消防相互応援協定に基づく要請を行い、15日の午前中には広域隊員が到着して応援が開始になりました。午後には、道の記者会見の後、市で会見を行っております。

公表の考え方ですが、道内で確認された感染者情報は法の下、道の権限で調査して情報が管理されています。道が個人情報の保護や風評被害の防止に十分配慮して、本人の同意を得た内容を公表しているもので、特定の個人や場所が判明してプライバシーの侵害や住民の不安をいたずらに増大させることにつながる情報は公表しないという考え方であります。

内容についてですが、事案の発生の概要と、発生後の消防体制、今後の感染防止対策であります。道が公表の同意を得た場合、市町村に情報提供されるものであります。

16日ではありますが、消防職員の出勤者の者について、PCR検査を2週間開始しました。

17日ですが、市内の民生委員等へチラシを配付して、市民へ情報の周知ということで行っております。

広域消防隊への後方支援として、週末2週間にわたって、地理案内が主な任務なのですが、その後方支援ということで庁内待機していました。

それと10月24日ですが、宿泊療養施設を6名のうち5名が退所。

26日には、残り1名も宿泊療養施設を退所。

28日水曜日には、濃厚接触者の健康観察期間が終了。

2週間が終了して、29日消防職員が業務復帰をしています。同日に広域の消防隊が解散式を行っております。

30日には、感染症指定医療機関に1名入院していましたが、その1名が退院しております。

なお、この期間のみならず対策本部会議を随時開催していますが、この集団感染の発生時は集中的にこの会議を開催しています。

次の2ページをご覧ください。

これは先ほど申し上げました、民生委員等に市民周知を行ったペーパーであります。

内容ではありますが、感染の確認の事実と消防体制の維持、それと日常生活の注意、考え方、相談先等々について書いてありますが、とにかく、日常生活の注意の考え方に記載のとおり、誹謗中傷につながるので、思いやりの気持ちを持って冷静に対応してくださいというような内容の情報を周知しました。

続いて、3ページについては、消防本部から説明を行います。

(消防次長)

消防本部から、北海道広域消防相互応援協定に基づく広域応援隊の出動数について報告いたします。

10月15日から10月29日までの間に夕張市に派遣された消防本部名と出動隊についてでございますが、札幌市消防局、小樽市消防本部、岩見沢地区消防事務組合、岩内寿都地方消防組合、恵庭市消防本部、江別市消防本部、砂川地区広域消防組合、三笠市消防本部、深川地区消防組合、石狩北部地区消防事務組合、千歳市消防本部、滝川地区広域消防事務組合、南空知消防組合、美唄市消防本部、北後志消防組合、北広島市消防本部、羊蹄山ろく消防組合、歌志内市消防本部の18消防本部から、救助隊、屈折はしご隊、救急隊、後方支援隊、指揮隊、大型水槽隊、消火隊の応援を頂いております。

18消防本部からの延べ出動隊につきましては114隊で、延べ出動人数につきましては367名となっております。受援期間中における出動件数についてでございますが、救急出動15件、このうち市内搬送は5件、市外搬送は10件となっております。救助出動は1件。火災出動はありませんでした。

消防本部からは、以上です。

(保健福祉課長)

引き続き、保健福祉課から、夕張市立診療所に係る救急診療所(2次救急医療機関)の認定・告示について報告をいたします。

救急病院等を定める省令に基づきまして、夕張市立診療所が救急診療所に認定されました。

認定日は10月1日。告示日は10月6日。

経過についてでございますが、平成18年度末の市立総合病院閉院以降、市内に2次救急医療を担う医療機関がない状態が続いていましたが、平成29年度から現在の指定管理者となり、受入れ可能な一定の体制が整い、指定管理者の意向も踏まえ、北海道知事に対して救急診療所(2次救急医療機関)の申出を行ったものです。

参考として、2次救急医療の要件が記載しておりますので、参考にいただければと思います。

続いて3番目、5ページ目、夕張市介護保険条例の一部を改正する条例の概要について説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、令和2年3月31日に交付された所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正及び地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、これに準じて改正を行うため、所要の規定整備を行うものであります。

改正の主な内容についてありますが、主に文言整理なのですが、特例基準

割合が延滞金特例基準割合に。租税特別措置法の規程により告示された割合が法に規定されました。それと、当該特例基準割合適応年がその年に。

施行期日は、令和 3 年 1 月 1 日より施行に向けて、12 月定例市議会に提案したいと考えております。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(高間委員)

私からは、夕張で初めてコロナが発生してということで、本当にここでびたっとコロナの感染が封じ込められたというのは、本当にこの保健福祉と、また消防の本当にさすがな連携だったなど、こんなふうに思っております。でもまだまだこれからコロナの感染は注意していかなければならないのですけれども、今回のこの教訓をしっかりとまた生かしていただければなど、こんなふうに思っております。

それで、3 ページの 18 消防本部からの多大な応援を頂いたことが紹介されましたけれども、こういう協定の中で、夕張市としてのこの財政面での支出はどのぐらいになっているのかなということがちょっと心配なところもありますけれども、その点いかがでしょうか。

(消防本部次長)

高間委員のご質問にお答えいたします。

現在の夕張市の支出なのですけれども、まだ確定していないところがありまして、確定していない理由として、今回、広域応援協定に基づく応援隊なのですけれども、この広域応援隊というのが、災害が発生した際の広域応援の協定なのです。今回はコロナウイルスということで、災害に準じたその協定に準じた応援ということになっております。準じたということで、まだその費用の負担というのがまだはっきりされていない部分がありまして、それが特別交付税と関係してくるのですけれども、道のほうで今回のコロナの出動が災害に準じた出動だということで認めていただければ、応援隊につきましては特別交付税の措置がされますので、夕張市に対する請求金額というのは、協定で定めてある、現地で調達した燃料と現地で調達した消耗品、食料を含むのですけれども、その分だけの夕張市の負担となるのですが、これが道のほうで災害に準じたという扱いがされなかった場合は、応援隊の人件費、時間外手当とかも夕張市に請求が来ることになりますので、その辺が確定するまでははっきり言えないのですけど、今、道のほうに報告が上がっている人件費については 400 万円以上となっております。その他はそんなにはないのですけれども、10 万円ぐらいだったかと思えます。

以上です。

(高間委員)

分かりました。ありがとうございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【総務課】

(千葉委員長)

次に、総務課より報告を受けて参ります。

(総務課長)

おはようございます。総務課からは、報告事項 2 点。

1 点目が、夕張市職員給与条例の一部改正についてでございます。

資料の 1 をご覧ください。

こちら改正の趣旨は、本年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の内容を定めた一般職の職員の給与に関する法律が一部改正される見込みであることから、本市においても国家公務員に準じ必要な改正を行うものでございます。

人事院勧告の内容であります。月例給については改定を行わない。期末・勤勉手当については、民間との均衡を図るため、年間 4.50 月を 4.45 月に引下げを行う。引下げ分は、期末手当に反映させるというものでございます。このことから、今回の条例改正は、資料の一番下の表のとおり、期末手当の支給月数を今年度分と次年度分とで 2 段階の改正をする内容となっております。

適用時期は、今年度分は公布の日から、令和 3 年度分については令和 3 年 4 月 1 日からとしております。

なお、資料 1 の中で(3)の①月例給の説明で、「俸給表の改定は行わない」となっておりますが、「給料表の改定は行わない」に訂正をお願いいたします。

説明の 2 点目、夕張市特別職給与条例の一部改正についてでございますが、資料 2 をお開きください。

夕張市財政再生計画においては、市長・教育長の期末手当の支給月数は、一般職員の期末・勤勉手当と同じくとしておることから、先ほど申したとおり、一般職の改正と同様の改正を行うものでございます。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

この人事院勧告の考え方なのですけれども、夕張市は財政破綻以来、年収で4割カットから始まって、少しずつ上がってきて、今7%カットになったというふうに思うのですけれども、ここからさらに今回の人事院勧告でこういうふうに削減するということに関しての考え方をもうちょっと詳しくお願いできればと思います。

(総務課長)

熊谷委員の質問にお答えします。

平成28年度に行った財政再生計画の抜本的見直しの中で、これまで削減していた職員の給与についての一定のアップの改正についても行ったところでございます。当時は月例給につきましては9%、そして、手当につきましては、カットを行わない段階の給与表に国家公務員に準じた月数を掛けておるといような仕切りで再生計画の抜本的な見直しを行いました。そういった趣旨に鑑みますと、この期末・勤勉手当に関しましては、先ほど申したように、カットを行わない段階で国家公務員に準じているので、上げるときも、そして下げるときも準じることが通常なのではないかという判断に至っております。

以上です。

(熊谷委員)

分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【教育課】

(千葉委員長)

次に、教育課より報告を受けて参ります。

(教育長)

おはようございます。よろしくお願いいたします。

教育課から1点、報告事項がございます。教育課長から説明をいたします。

(教育課長)

おはようございます。ただいま教育長からございましたとおり、教育課からは夕張市立幼稚園設置条例の廃止についてご報告を申し上げます。

本件は、令和 3 年 4 月から市内の清水沢 3 丁目 122 番地に、民設民営による認定こども園を開園し、幼児教育の場が引き続き市内に確保されるということになりました。清陵保育園が認定こども園に移行し、市立のユーパロ幼稚園はこの認定こども園に統合されるという形でございます。このため、引き続き市内に幼児教育の場が確保されるということをもって、市立幼稚園を廃園するため、条例の廃止について提案しようとするものでございます。

開園となる認定こども園につきましては、開園に向けて、今様々な準備に入っているところでございます。

条例の施行日は記載のとおり、令和 3 年 4 月 1 日ということになるものでございます。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育課を終わります。

【財政課】

(千葉委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

(財政課長)

おはようございます。

それでは、財政課より財政再生計画の変更及び令和 2 年度補正予算についてご説明申し上げます。

まず最初に、夕張市財政再生計画変更予定事項についてご説明いたします。

資料 1-1 をご覧ください。

基本的な考え方といたしまして、今回の財政再生計画の変更は、令和 2 年度第 6 次(10 月)の変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の歳入歳出増減額は、6 億 879 万 5,000 円となるものでございます。

変更に伴いまして必要となる財源につきましては、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用するほか、一般財源は繰越金及び森林環境譲与税により対応するため、再生計画期間の変更はございません。

それではまず、歳出関係についてでございます。

歳出総額は、6 億 879 万 5,000 円。

まず、教育課、生活福祉課、保健福祉課に関する分についてご説明申し上げます。

No, 1、障害者自立支援事業(障害者自立支援給付審査支払等システム改修)。

令和 3 年度に予定されている障害者福祉サービス等報酬改定及び関連する制度改正に対応するため、システムの改修に必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 132 万円。財源といたしましては、国庫支出金が 57 万 4,000 円、一般財源が 74 万 6,000 円でございます。

No, 2、保育入所児童扶助。

「子ども・子育て支援法」の改正による給付費単価の上昇及び当初予算積算時の見込みを上回る児童の入所があったことから必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 1,419 万 1,000 円。財源といたしまして、国庫支出金 977 万 2,000 円、道支出金 340 万 1,000 円、その他、保育児童福祉費負担金現年度分、いわゆる保育料収入でございますが、その分が 701 万 2,000 円の減、一般財源が 803 万円の増ということでございます。

続きまして、No, 3、保育入所児童扶助（副食費扶助）の分でございます。

一定以上の年収の世帯から徴収している副食費(おかずやおやつ代)については、保護者負担がゼロとならない世帯や市独自に保育料を軽減している世帯に対する経済的負担軽減のため、徴収対象世帯の副食費を 4,500 円を上限に補助しているものでございます。今般、当初より対象児童が増加したことから必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 23 万 5,000 円。全額一般財源でございます。

続きまして、No, 4、初期救急確保対策。

令和 2 年 10 月 1 日付で夕張市立診療所が救急病院等を定める省令に基づく救急診療所に認定され、2 次救急医療を担当する救急告示医療機関となったことから、入院等を要する中等症・重症救急患者の受入れなど、必要な体制の充実及びその確実な維持のため、必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 350 万円。全額一般財源でございます。

No, 5、児童・生徒健全育成事業(スキー学習に係るスキー用具レンタル費)でございますが、平成 29 年度から保護者の負担軽減対策として実施している中学校スキー学習時の用具レンタルについて、スキー用具が必要な生徒に対して用具レンタルを行うため、所要の経費を計画に計上するものでございます。

変更額は 39 万 6,000 円。全額一般財源でございます。

No, 6、児童・生徒健全育成事業(小・中学校スキー授業に係る指導員の謝礼)。

スキー授業の実施に当たり、児童・生徒の体力や技術に応じたグループ指導を行うため、指導員ボランティア及び教職員では十分に対応できないことから、専門の事業者に指導を依頼するため、これに係る経費を計上するものでございます。

変更額は 16 万円。全額一般財源でございます。

No, 7、石炭博物館管理(模擬坑道空洞調査業務委託)。

平成 31 年 4 月に発生した夕張市石炭博物館模擬坑道火災からの再開に向けた取組を進めていくため、調査測量のほか、有識者会議で提言のあった地質調査及び分析等が必要であることから、これに係る経費を計上するものでございます。

変更額は 1,411 万 3,000 円。全額一般財源でございます。

教育課、生活福祉課、保健福祉課に関する説明は、以上でございます。

(千葉委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

(高間委員)

4 番の初期救急確保対策負担金ということで 350 万円上がっていますけれども、これは初年度だけのものなのか、例えばこれから毎年こういう予算が必要になってくるのか。

(財政課長)

初期救急の認定を受けたのが令和 2 年 10 月でございます。体制の整備としては記載のとおり、看護師を 1 名増加するというものでございまして、その分 1 人分につきましては、年間 700 万円毎年助成しているわけですが、これが今年については半年分でございますので 350 万円。来年からはこの 1 名分を追加した、今年当初でいきますと医師 1 名、看護師 3 名で 3,600 万円、来年度からは医師 1 名、看護師 4 名で 4,300 万円の補助ということになります。

以上でございます。

(高間委員)

分かりました。ありがとうございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて、報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、地域振興課、市民課、財政課に関する報告をいたします。

No, 8、財政調整基金積立。

令和元年度決算により発生した剰余金について、12月変更で必要となる一般財源所要額を除き、夕張市財政調整基金条例に基づき積立を行うものでございます。

変更額は5億3,801万4,000円でございます。全額一般財源となります。

No, 9、森林環境譲与税基金積立。

令和元年度より新たに創設された森林環境譲与税について、令和2年度分の譲与額の見通しが立ったことから、同基金条例に基づき、これを全額基金に積み立てる経費を計上するものでございます。

変更額は522万1,000円。全額一般財源(森林関係譲与税)の分となります。

続きまして、No, 10、企画一般業務(ふるさと納税に係る特産品送付委託料)。

ふるさと納税により寄附を頂いた方々に対する返礼品の送付について、当初見込額以上の寄附金が寄せられ、返礼に係る送付委託料が想定を上回ったことから、今後の返礼品送付に係る予算に不足が生じるため、所要の経費を計上するものでございます。

変更額は806万1,000円。全額、黄色いハンカチ基金繰入金により対応するものでございます。

続きまして、No, 11、戸籍事務電算化。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正に関連して、社会保障・税番号制度の導入等に係る情報システムを整備し、マイナンバー制度に基づく戸籍の情報連携等を図るため、戸籍システムの改修に必要な経費を計上するものでございます。

変更額は181万5,000円。全額国庫支出金で対応いたします。

No, 12、住民基本台帳ネットワークシステム整備。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正に関連して、国外転出者のマイナンバーカード等の利用を図るため、住民基本台帳、住民基本台帳ネットワーク、戸籍附票の各システムの改修に必要な経費を計上するものでございます。

変更額は521万7,000円。財源内訳は国庫支出金が521万6,000円、一般財源が1,000円でございます。

続きまして、No, 13、介護保険事業会計繰出。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、必要なシステム改修を実施するため

に必要な経費について一般会計から繰り出す経費を計上するものでございます。

変更額は 189 万 9,000 円。全額一般財源でございます。

続きまして、No, 14、後期高齢者医療事業会計繰出。

令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しに伴い、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修に必要な経費について、一般会計から繰り出す経費を計上するものでございます。

変更額は 465 万円。全額一般財源でございます。

続きまして、No, 15、農業振興費に係る人件費(財源振替)でございます。

当初予算に計上していた当該事業について、道支出金を充当するため、財源振替を行うものでございます。

財源内訳としましては、道支出金が 212 万円、一般財源が 212 万円の減となるものでございます。

No, 16、地域産業資源創出事業。こちらも財源振替となります。

当初予算に計上していた当該事業について、寄附金(まち・ひと・しごと創生寄附金)、いわゆる企業版ふるさと納税及び繰入金(森林環境譲与税基金繰入金)を充当するため、財源振替を行うものでございます。

財源といたしましては、まち・ひと・しごと創生寄附金が 300 万円、森林環境譲与税基金繰入金が 287 万 9,000 円、一般財源が 587 万 9,000 円の減となるものでございます。

No, 17、森林経営管理、こちらも財源振替でございます。

当初予算に計上していた当該事業について、繰入金(森林環境譲与税基金繰入金)を充当するため、財源振替を行うものでございます。

財源内訳としましては、森林環境譲与税基金繰入金が 7 万 9,000 円、一般財源が 7 万 9,000 円の減となるものでございます。

No, 18、道支出金過年度還付金。

地域資源の適切な保全管理に取り組む活動組織に対し交付された多面的機能支払交付金について、農地から宅地への転用により、補助要件を満たさなくなったため、既交付分に係る国及び道負担金を道へ一括返還する経費を計上するものでございます。

変更額は 3,000 円。全額多面的機能支払交付金返還金によるものでございます。

続きまして、No, 19、予備費。

令和 2 年 10 月に市内で発生した新型コロナウイルス感染に関連する施設消毒、代替施設の確保等、様々な拡大防止対策を臨機応変かつ迅速に実施しなければならず、また、今後新たに発生した場合どのような対応及び経費が

必要になるか不透明であることから、予備費を補正し、迅速かつ臨機応変な予算措置を可能とするため、所要の経費を計上するものでございます。

変更額は1,000万円。全額一般財源となります。

歳出、地域振興課、市民課、財政課に関する報告は、以上でございます。

(千葉委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

(財政課長)

続きまして、歳入関係でございます。

ちょっと1点修正をお願いいたしたいと思います。

8分の6ページ上段に、歳入関係(歳入総額6億1,508万7,000円)と記載されておりますが、正しくは6億879万5,000円が正しい金額でございますので、修正をお願いいたします。

歳入関係につきましては、先ほど歳出のほうでご説明した事業に関わる歳入でございますので、説明については割愛させていただきます。

(千葉委員長)

ただいまの報告に対して質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

(財政課長)

それでは、続きまして資料1-2をご覧ください。

令和2年12月における財政再生計画変更の概要についてでございます。

1ページ目は、令和元年度の決算の確定に伴う計画変更の確定値でございます。

2枚目につきましては、今回の令和2年度の計画変更に伴う数値でございますので、ご確認いただきたいと思います。

3枚目、こちらも令和元年度決算の確定に伴う一般会計等の実質収支、連結実質収支。

次のページには、実質公債費比率、将来負担比率。

次のページには、令和元年度における健全化判断比率を記載したものでございますので、ご確認いただきたいと思います。

資料1-2の説明については、以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

(財政課長)

それでは続きまして、資料 2 をご覧ください。

令和 2 年度水道事業会計を除く各会計補正予算調書についてご説明申し上げます。

1 枚おめくりいただきまして、一般会計についてでございます。

款別総括につきましては、先ほど計画変更の際にご説明した内容を款別に集計したものでございます。これによりまして予算総額は、補正前 115 億 4,779 万 7,000 円、補正額が 6 億 879 万 5,000 円、補正後 121 億 5,659 万 2,000 円となるものでございます。

次のページ、事項別明細につきましては、先ほど計画変更でご説明した内容と同様でございますので、割愛させていただきます。

4 ページをご覧ください。

国民健康保険事業会計についてでございますが、諸支出金といたしまして、保険給付費等交付金普通交付金に係る過年度過誤納還付金についてでございます。

令和元年度の当該交付金の精算に伴う返還金として 841 万 7,000 円。財源としましては、国民健康保険準備基金繰入金から対応するものでございます。

これによりまして予算総額、補正前が 13 億 5,817 万 2,000 円、補正額が 841 万 7,000 円、補正後 13 億 6,658 万 9,000 円となるものでございます。

5 ページ目をご覧ください。

介護保険事業会計についてご説明申し上げます。

まず、総務費、介護保険一般業務。

こちらは介護保険システム改修に伴う経費で 488 万 9,000 円。財源内訳としましては、国道支出金で 299 万円、一般財源につきましては 189 万 9,000 円。こちらは一般会計からの繰出金による対応でございます。

続きまして、保険給付費。

No, 2 から No, 8 についてでございますが、施設入所者の利用者負担段階の変更及び居宅サービス利用者の減等の実績による補正でございます。

次のページをご覧ください。

地域支援事業費につきましては、No, 9 から No, 18 につきましては、国庫支出金でございます保険者努力支援交付金の歳入見込みが立ったことから財源振替を行うものでございます。

これによりまして、予算総額は 18 億 2,045 万 1,000 円、補正額が 488 万 9,000 円、補正後の額が 18 億 2,534 万円となるものでございます。

8 ページ目、後期高齢者医療事業会計でございますが、後期高齢者医療一般事務経費といたしまして、こちらシステム改修に係る委託料でございます、事業費は 465 万円。財源内訳としましては、一般会計繰入金で対応するものでございます。

これにより、補正前 2 億 2,299 万 3,000 円、補正額が 465 万円、補正後の額が 2 億 2,764 万 3,000 円となるものでございます。

水道事業会計につきましては、担当課長よりご説明いたします。

(土木水道課長)

それでは、水道事業会計補正予算について、補正予算調書により説明いたします。

補正予算調書の裏面になりますが、収益的収支の水道事業費、営業費用の補正であります。

営業費用の内容であります、原水及び浄水費においては、委託料の入札執行後の不用額 116 万円を減額補正するものであります。

配水及び給水費においては、委託料の入札執行後の不用額 40 万円を減額補正。配水管漏水修繕の増加により、修繕費 225 万円を増額補正するものであります。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の経常利益は税込みで 69 万円の減益となるものであります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

【閉会】

(千葉委員長)

以上で、本日本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 42 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長
